

業務委託特記仕様書

1 業務委託名：令和7年度旧最終処分場法対策調査測量設計等業務委託

2 履行場所：南風原町字大名地内

3 履行期間：着手の日から令和8年9月30日

4 業務委託概要：測量業務一式、地質調査業務一式、地すべり調査業務一式、
磁気探査業務一式、予備設計業務一式

(適用)

第1条 本特記仕様書は、那覇市環境部クリーン推進課が発注する「令和7年度旧最終処分場法対策調査測量設計等業務委託」に適用する。本業務の履行にあたっては、沖縄県土木建築部制定「土木設計業務等共通仕様書」及び本特記仕様書など関係法令等に基づき実施しなければならない。ただし、記載のないものについては調査職員と協議した上で決定する。

(業務内容)

第2条 本業務は、別添「業務内容書」の作業を行うものとする。

(業務の着手と工程表)

第3条 本業務の受注者は契約後、履行期間である着手日に着手届、契約締結後14日以内に業務工程表を提出しなければならない。

(調査職員)

第4条 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称している。

(配置技術者)

第5条 受注者は、本業務委託の円滑な推進を図るため、十分な技術・経験を有する技術者を配置しなければならない。

(1) 管理技術者、照査技術者

管理技術者及び照査技術者は、技術士(建設部門)、一級土木施工管理技士又はシビルコンサルティングマネージャ(「地質」または「施工計画、施工設備及び積算」・「河川、砂防及び海岸」)の資格保有者のいずれかの資格を有する者を配置すること。なお、照査技術者は管理技術者を兼ねることができない。

(2) 担当技術者

担当技術者は十分な実務経験を有するものを配置することとし、発注者の承認を得なければならない。

(業務カルテ)

第6条 受注者は、契約時又は完成時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務

カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(打合せ等)

第7条 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

2 本業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

(業務計画書)

第8条 受注者は契約後15日以内に業務計画書を作成し調査職員に提出しなければならない。

(関係機関との協議及び調整)

第9条 関係機関との調整及び協議を必要に応じて行うこと。

2 関係機関等との協議や調整の準備、資料作成及び議事録作成を行うこと。

(地元関係者との調整等と土地への立入り)

第10条 地元関係者との調整及び協議に当たっては、誠意を持って接するものとし、これに必要な資料の作成を行うこと。

2 現地調査の際は、地域住民とのトラブルがないよう十分配慮し、又、業務のため第三者の土地に立入る場合は身分証明書を携帯の上、関係者の承諾を得て立入ることとし、立木及び工作物等に損害を与えた場合は受注者の責任と負担をもって処理すること。

(占用物件)

第11条 本業務実施の際、占用物件等の事前調査を十分行い、架空線や敷設された構造物等に損害を与えないように注意して行うこと。損害を与えた場合は、受注者の責任と負担をもって処理すること。

(成果品)

第12条 本業務の成果品は別添「業務数量総括表」のとおりとする。

(電子納品)

第13条 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準(以下「要領・基準類」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

2 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び那覇市の「電子納品に関する手引き(案)」(以下手「手引き」という。)に基づいて作成するものとする。

- 3 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R又はDVD-R(IS09660フォーマットレベル1))で2部提出する。なお、要領・基準類及び手引きに特に記載の無い項目については、調査職員と事前協議(「事前協議チェックシート」手引きより)を行い決定すること。
- 4 成果品の提出の際には、国土交通省、または沖縄県「電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

(関連法令等の遵守)

第14条 受注者は、設計業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

(業務の完了)

第15条 本業務の完了は、提出書類(成果品)及び業務管理状況の検査が合格した時を完了とする。

- 2 受注者は前項の検査合格後、成果品に疑義が生じた場合または現地確認が必要な場合は速やかに対処しなければならない。

(修補)

第16条 受注者は修補の必要があると認められた場合には、速やかにこれを行わなければならぬ。

(契約の変更と一時中止)

第17条 発注者が必要と認めた場合は業務内容の変更、設計業務等の一時中止を命じることがあるが、その場合、受注者は発注者の指示に従わなければならない。

(守秘義務)

第18条 受注者は作業により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。又、本業務に関する成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾なしにコピー等又は他人に公表、貸与してはならない。

(疑義)

第19条 本業務に際して、疑義が生じた場合は発注者、受注者協議のうえ発注者が決定するものとする。

(暴力団員等による不当介入の排除対策)

第20条 受注者は、当該業務の履行に当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成23年1月12日)」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- 2 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をすること。
- 3 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

- 4 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査員と工程に関する協議を行うこと。

(那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策)

第21条 受注者(落札者)は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書をクリーン推進課へ提出しなければならない。

- 2 受注者は、当該業務委託契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者(以下「直近上位発注者」という。)に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書(下請用)を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
- 3 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書(下請用)を提出しない者と下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- 4 受注者はその旨、全ての当該業務委託関連者に周知しなければならない。

環境配慮仕様書

1業務名	令和7年度旧最終処分場法対策調査測量設計等業務委託
2履行場所	南風原町字大名地内
3工期	着手の日から令和8年9月30日まで
4事業所管課	那覇市環境部クリーン推進課
5環境配慮事項	下記の環境配慮事項について調査し、設計において配慮すること。

番号	環境項目	枝番	配慮事項
1	みどり	②	地域のみどりのネットワーク化
		④	大木、古木、貴重木の保存
		⑥	緑地の高自然度化
2	動植物	①	生息しているか、または最近まで生息していた動植物への配慮
		⑥	河川や水路などの堤敷及びそれに依拠する生態系への配慮
3	地形・地質	①	その場所本来の地形・地質とそれに依拠する生態系への配慮
4	景観	①	気候、風土に根ざした景観
6	大気質	①	学校、公園等のグラウンドなどから発生する砂塵
8	水質・水資源	①	土地の改変及び工事等における赤土等土壤流出及び濁水による周辺水域汚染
		②	施設等における公共下水道等への配管の一部未接続による周辺水域汚染
		③	学校や公園等のグラウンドからの土壤流失
		④	雨水貯留設備の設置及び雨水利用
		⑤	雨水の地下浸透
		⑥	地下水の利用及び保全
9	光害	②	夜間照明等による生態系への影響
15	安全	⑨	危険地における安全確保
		⑩	遊具の安全性
16	資源・エネルギー・グリーン購入	①	省エネ型設備機器の選択
		②	太陽光等自然エネルギー発電設備の設置及び利用の促進
		⑤	環境にやさしい資材又は県産資材の優先使用
17	建設副産物・リサイクル	①	建設副産物の発生抑制及び分別の徹底
		②	建設副産物の現場内利用及びリサイクル
		③	再生骨材等の利用促進
18	熱帯林	①	熱帯林資材の使用抑制および再利用

* 環境影響評価法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規正法、振動規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、沖縄県環境影響評価条例、沖縄県公害防止条例、沖縄県赤土等流失防止条例、那覇市公害防止条例、その他工事の実施にあたり環境保全に係る法令に規制のある事項については、法令を遵守すること。